# 学級編制及び教職員定数の仕組み (公立義務教育諸学校)

_	26	_	

# 学級編制、教職員定数に関する制度の目的、意義

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 (昭和33年法律第116号)

目 的

公立義務教育諸学校に 関し、学級規模と教職員 配置の適正化を図る。

## 位置づけ

日本の義務教育水準を維持するため のナショナルミニマム (最低保障)

【財源保障との関連】 教職員定数は義務教育費国庫 負担金の算定基礎



# 教育の機会均等と義務教育水準の維持向上を保障

# 学級編制及び教職員配置に関する国、地方の役割

学級編制

教職員配置 各都道府県ごとの教職員総数の標準 学級編制の標準(40人)の設定

玉

都道府県

教育委員会

(義務標準法に規定)

国が定める標準を基に学級編制の基準 を設定

ただし、都道府県の判断により、児童生 徒の実態等を考慮して、40人を下回る 学級編制基準の設定が可能

 $\widehat{\mathbb{T}}$ 

□□□意

標準定数を標準としつつ、都道府県内は、 独自の判断も織り込みながら、県費負担教

(標準定数)を設定(加配定数を含む。)

職員の定数を条例で定める。 都道府県教委は県費負担教職員の任命 権を有し、市町村の内申を得て、その判断 で人事を行う。

事前協議

内由

都道府県教委に

対し、県費負担教

職員人事の内申

市町村教育 委員会

都道府県が定める学級編制の基準に従 い、学級編制を実施

教職員を配置

学級編制の実施

学 校 学級の設置

40人を上限とする学級編制を基本とし つつ、都道府県の判断による少人数学 級が実施されている。

### 教職員配置

校長、教頭、教諭等(学級担任、教科担任 等)、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学 校栄養職員

加配(指導方法工夫改善、通級対応等)

※県費負担教職員…市町村立の小中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員等の給与及び旅費、非常勤講師 の報酬等は、都道府県が負担することとされている。(市町村立学校職員給与負担法)

# 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画

趣旨

基礎学力の向上ときめ細かな指導を目指し、第7次公立義務教育諸学校 教職員定数改善計画(平成13~17年度までの5年計画)を実施。

① 教科等に応じ、20人程度の少人数指導や習熟度別指導を行うなど、きめ細かな指導を行う学校の具体の取り組みに対する支援

(22, 500人)

内

容

② 円滑な学校運営のための教頭複数配置の拡充

(612人)

③ 養護教諭等, 学校栄養職員, 事務職員定数の改善

(2, 662人)

④ 特殊教育諸学校における教職員定数の改善

(914人)

⑤ 長期社会体験研修に対応した研修等定数の改善

(212X)

5年間で26, 900人の改善

# 平成17年度をもって完成

### 学級編制の標準の変遷

標準法制定直前の 各県の基準の平均

60人

第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
34~38年度	39~43年度	44~48年度	49~53年度	55~3年度	5~12年度	13~17年度
50人	45人			40人		-

## 第1次~第7次改善計画の概要

_								
	区	第1次 34~38年度	第2次 39~43年度	第3次 44~48年度	第4次 49~53年度	第5次 55~3年度	第6次 5~12年度	第7次 13~17年度
	内	①学経編制(50人)の 標準的定 2 教職員に数の標準を 明定 2 教職員に数の標準を 明対象・中学校、中学校、中学校、中学校、中学、 等職種負、養職種負、養職 等等	①45人学級を実施 ②複式学級の編制標準 の改善学をを養護学 校小・中学部に拡大 ④教職員の配置率の 等	①小学校に学校の学校に学校の学校に学校に学校に学校の学校に学校の学校に学校の学校の学校の学校の学校の学校の学校の学校の学校の学校の学校の学校の学校の学	①・学校に学校に学校に学校に学校に学年後の8年学年後の8年学年後の8年学年を1、19年後の8年学年を1、19年後の8年学年を1、19年後の19年後の8年を19年後の19年後の19年後の19年後の19年後の19年後の19年後の19年後の	び研修等定数の増	①複文学級の編制標準 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	①少人教指導や智熱 使別報かな行うなど きめめの定数加配の 拡充でも が発表 の拡大 を を の を が を が を を を の に を を を の に を を を の に を を を を の に を を を の に を を を の に の を を を の に る の を を も の に る の を も 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、 を 、 の 、 、 の 、 と 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、 の 、
	改善	增 34,000人	61,683人	28,532人	24,378人	79,380人	30,400人	26,900人
	自然增	減 ▲18,000人	▲77,960人	▲11,801人	38,610人	▲57,932人	▲78,600人	▲26,900人
	差引	計 16,000人	▲16,277人	16,731人	62,988人	21,448人	▲48,200人	0人
±) i	- <del>=</del> ⊒ ∧ I	まか 切和を4年度に	b. 羊 揃? 25.4.1 白 好·	HÁ10 705 L =115 07	0.1 亚式4年度に34	* 羊 揃 1 05/1   白 好	int ∧ 11 700 l = L ∧	10 646 1 左単左座世署

注)上記のほか,昭和54年度に改善増3,254人,自然増12,725人,計15,979人,平成4年度に改善増 1,054人,自然減ム11,700人,計ム10,646人を単年度措置

# 学級編制の仕組みと運用について

### ○学級編制の標準

### <小・中学校>

 小学校
 中学校

 同学年の児童で編制する学級
 40人
 40人

 複式学級(2個学年)
 16人
 8人

(1年生を含むもの8人) 特殊学級 8人 8人

<特殊教育諸学校(小・中学部)>

6人 (重複障害 3人)

### 《参考》

〇小学校設置基準(文部科学省令) (一学級の児童数)

第四条 一学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

#### (学級の編制)

第五条 小学校の学級は、同学年の児童で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の児童を一学級に編制することができる。

## ○学級編制の考え方

原則として、学級は同学年の児童生徒で編制するもの。ただし、児童生徒数が著しく少ないか、その他特別の事情がある場合においては、数学年の児童生徒を1学級に編制することができる。 学級編制の標準は、1学級あたりの人数の上限を示したもの。

したがって、各学年ごとの児童生徒数を標準の人数で除して得た数(1未満の端数切り上げ)が 当該学年の学級数になる。

(例)35人の学年 → 1学級 [35人]

65人の学年 → 2学級 〔32人、33人〕

122人の学年 → 4学級 〔30人、30人、31人、31人〕

## ○個別の学校の実情に応じた学級編制の弾力的運用

学級編制は、通常、年度始めの都道府県が定める基準日における児童生徒数に基づいて行われるが、個別の学校ごとの実情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、市町村別の 教職員定数等の範囲内で学級編制の弾力的な運用が可能。

(例)

- ①中学校2年時に生徒数が81人で3学級としていたところ、進級時に1人が転出してしまうため2学級となるところを、 教育的配慮から3学級を維持する場合
- ②小学校5年時に児童数が80人で2学級としていたところ、進級時に1人が転入してきたことにより3学級となるところを、卒業を控えていることへの教育的配慮から2学級のまま据え置き、教員1人を少人数指導等に活用する場合 ③小学校第2学年の児童数が81人で3学級で、第1学年の児童数が80人で2学級のところ、新入学児童の状況に配
- 慮して、第1学年も3学級とする場合

### ○学級編制の弾力化

- 1. 児童生徒の実態等を考慮して、全県一律に国の標準(40人)を下回る一般的な学級編制基準を 設定することが可能。
- 2. 加配定数の活用が可能。

この結果、平成17年度においては、45道府県において、小学校の低学年を中心に 40人を下回る少人数学級が実施。

## 平成17年度において学級編制の弾力化を実施する都道府県の状況について

特	特定の学年などについて少人数学級を実施する例【45道府県】					
都	道府	県	校種	学年	概    要	
北	海	道	小		学年2学級以上で、1学級の平均児童数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)	
青	森	県	小 中	1 · 2 年 1 年	学年2学級以上の学校で33人以下学級	
岩	手	県	小・中		研究指定校において少人数学級を実施	
宮	城	県	小	1 · 2 年	35人以下学級	
秋	田	県	小 中	1 · 2 年 1 年	于十2 于 版 从上 0 于 版 C 0 0 八 程 及 于 版	
山	形	県	小 中	1 年	(市町村教委からの要望)	
福	島	県	中	1 · 2 年 3 <b>~</b> 6 年 1 年	30人以下学級 30人程度を基準とした個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委の判断) 30人以下学級	
			4	2 • 3 年	30人程度を基準とした個別の実情に応じた弾力的な学級編制(市町村教委の判断)	
茨	城	県	小		児童数35人を超える学級を3学級以上有する学校で35人以下学級	
栃	木	県	中		35人以下学級	
群	馬	県	小		30人以下学級	
埼	玉	県	小 中	1 年	児童生徒の実態を考慮した35人以下学級(市町村教委からの要望) 児童生徒の実態を考慮した38人以下学級(市町村教委からの要望)	
千	葉	県	小 中	+	38人以下学級	
神	奈 川	県	小中	2 年	研究指定校による35人以下学級(市町村教委からの要望)  前年度研究指定校(35人以下学級)の学級数の維持(市町村教委からの要望)  児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)	
新	潟	県	小		32人以下学級 (市町村教委からの要望)	
ועד	77119	<b>/</b>  \	中	全 学 年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)	
富	山	県	小	1 · 2 年	35人以下学級	
石	Ш	県	小		1学級の平均児童数が35人を超える学年で35人以下学級又はT・Tを学校長が選択	
福	井	県	中	1 年	38人以下学級 35人以下学級 38人以下学級	
山	梨	県	小	1 • 2 年	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)	
長	野	県	小	1 ~ 4 年	35人以下学級 35人以下学級(市町村教委からの要望)	
岐	阜	県	小		学年2学級以上で、35人以下学級	
静	岡	県	中		学年3学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)	
愛	知	県	小 小・中		研究指定校において35人以下学級 児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)	

	三重	l.	小	1 • 2 年	30人編制下限25人(学年児童数73~80人、及び97人以上が対象)			
三		県	中	1 年	35人編制下限25人			
			小・中	全 学 年	児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)			
汝	智	県	小・中		35人以下学級			
**************************************	賀都	占	小・中		児童生徒の実態を考慮した少人数学級(市町村教委からの要望)			
210	HI	Лi	小		38人以下学級			
+	阪	府			1学級当たり児童生徒数が35人を超える特定の学年で個別の実情を考慮した少人数学級			
^	13/X	นภ	小・中	全 学 年	子椒ヨたり児童主佐数が30人を超える特定の子中で個別の美情を考慮した少人数子椒			
					(市町村教委からの要望)			
둈	庫	県	小	1 年	研究指定校において35人以下学級(市町教委からの要望)			
		,14			学級編制の弾力化による少人数教育を実践する研究指定校で実施			
奈	良	県	小	1 ~ 3 年 1   年	研究指定校において少人数学級を実施			
ᅏ	IX	गर	中					
₹n	歌山	I IB	小 中	1 ~ 4 年	研究指定校において学年3学級以上の学校で35人以下学級、学年2学級の学校で38人以下学級			
TH	水 山	ᄣ	中	1 · 2 年	研究指定校において35人以下学級			
ė	Ti-	ıB	小		30人以下学級(市町村教委からの要望)			
鳥	取	믔	中		33人以下学級(市町村教委からの要望)			
島	根	県	小		1学級当たり児童数が31人以上の学校で30人以下学級(市町村教委からの要望)			
ш	'JIX	7/\		· 2 年	学年3学級以上の学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)			
<del></del>	山	県			学年3学級以上の学校で35人以下学級(3・4学級は市町村教委からの要望)			
ІШЈ	щ	ᅏ	中		学年5学級以上の学校で35人以下学級			
-	白	п	ds	<u> </u>	子牛3子放以上の子校で30人以下子放			
広	島	県	小		学年3学級以上の学校で35人以下学級			
山		県	小 中		学年3学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級(市町村教委からの要望)			
					35人以下学級(中2・3年生は市町村教委からの要望)			
徳	島	県	小		35人以下学級			
		_	小	1 年	35人以下学級			
愛	媛	県		2 • 3 年	児童数が概ね各学年100人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級			
			中	全 学 年	生徒数が概ね各学年200人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級			
高	知	県	小・中	1 · 2 年	研究指定校において少人数学級を実施			
ᆂ	巫	ıB	IB.	小	ds	ds	1 • 2 年	1学級当たり児童数が平均で35人を超える学年で研究指定校において少人数学級を実施
福	岡	県	11,	1 ・ 2 年	(市町村教委からの要望)			
佐	賀	県	小	1 • 2 年	1学級当たり児童数が平均で35人を超える学年で35人以下学級又はT・Tを市町村教委が選択			
長	崎		小・中		36人以上の学級を3学級以上有する学校で研究指定校において少人数学級を実施(市町村教委からの要望)			
能	本	県	小		35人以下学級			
大	分	県	小		30人以下学級 (20人下限)			
宮	崎	県	小					
舌	加可	示	11,	1 左				
#	旧户	IB	小	上	学年児童数36人以上の学校で30人以下学級			
庇	児島	示			児童数36人以上の学級を2学級以上有する学校で35人以下学級			
L.	/ m		中		生徒数36人以上の学級を2学級以上有する学校で研究指定校において35人以下学級			
沖	縄	県	小	1 · 2 年	児童の実態を考慮して特に必要があると認められる学校で35人編制			